皇室事項

信任状捧呈式

六月十四日午後二時四十分、宮中において、新任本邦駐在クロアチア国特命全権大使ミラ・マルティネッの信任状捧呈式を行われた。

六月十四日午後三時十分、宮中において、新任本邦駐在ガーナ国特命全権大使ウィリアム・ジョージ・メンサー・ブランフルの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十三年六月十六日

金融庁長官　三國谷勝範

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成23年４月26日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
関東財務局長⑴第01481号	ライフカード株式会社
東京都知事⑴第31376号	グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザリー株式会社
大阪府知事⑴第12959号	株式会社成友ファイナンス
福岡県知事⑴第08657号	alcすまいるプラザ株式会社
沖縄県知事⑴第04177号	有限会社アイユー
東京都知事⑸第19916号	日光エンタープライズ
沖縄県知事⑴第04185号	スカイ・プラン
沖縄県知事⑵第04009号	リュウシンコーポレーション

平成23年４月26日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
兵庫県神戸県民局長⑽第10057号	ユー神戸サービス
東京都知事⑶第26293号	ヤエス商事株式会社
福岡県知事⑵第08317号	真心キャッシングのミツキ
岡山県知事⑽第00144号	星島商事株式会社
東京都知事⑶第28278号	ショクギン商事株式会社
東京都知事⑺第10590号	株式会社ユニオンサービス
関東財務局長⑶第01306号	株式会社エール

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成23年３月１日	東京都知事⑸第17801号	株式会社セブン・フィナンシャルサービス（株式会社ＳＥキャピタル）
平成23年３月31日	大阪府知事⑻第05989号	池田泉州キャピタル株式会社（池銀キャピタル株式会社）
平成23年４月１日	大阪府知事⑴第12960号	関西アーバン銀リース株式会社（関銀リース株式会社）

平成23年５月17日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
関東財務局長⑷第01236号	アットローン株式会社
富山県知事⑵第00666号	スマイル信用株式会社
東京都知事⑵第30583号	日本橋ローンサービス株式会社
滋賀県知事⑼第00214号	びわ銀リース株式会社
広島県知事⑹第01757号	エフピコ商事株式会社
近畿財務局長⑻第00438号	びわ銀カード株式会社
兵庫県阪神南県民局長⑶第20727号	株式会社阪神ファイナンス
富山県知事⑵第00673号	パワークリエイト
京都府知事⑸第02444号	エンショップ真光
四国財務局長⑺第00062号	株式会社香川銀カード
福岡財務支局長⑴第00171号	株式会社アテナファーイースト
群馬県知事⑴第01210号	マルトシ商事株式会社
沖縄県知事⑵第04002号	日光商事
大阪府知事⑶第11496号	金子商会
北海道知事⑷渡第00786号	福井商事
北海道知事⑷渡第00801号	トキワ商事
東京都知事⑴第31256号	株式会社日本資産総研コンサルタント

平成23年５月17日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
愛知県知事⑴第04171号	ＦＯＮＡＳ株式会社

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成23年６月16日

農林水産大臣　鹿野　道彦

歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成23年６月16日から平成23年７月６日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局釧路開発建設部及び根室市役所

法　務

再審による無罪判決の公示

遠藤三郎（住居大阪市城東区天王田七番一八号、病院職員、昭和三八年一月一一日生）に対して、「平成二二年一月一〇日大阪市西淀川区大和田四丁目地先国道高速大阪西宮線神上五・四キロポスト付近道路において、指定最高速度を五一キロメートル超えて普通乗用自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金八万円）が確定していたが、再審の結果被告人の行為でないことが明らかとなったから、平成二三年三月三〇日無罪の言渡しをした。

大阪簡易裁判所

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

六月十日（金）

○法律案

一、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（決定）（財務省）

一、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務省）